二　新法人税法施行令第九十六条第六項第二号ハに掲げる金額　旧法人税法第八十一条の三第一項（旧法人税法第五十二条第十項又は第十一項の規定により旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）の規定により新法人税法施行令第九十六条第六項第一号に規定する前三年内事業年度に含まれる各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額のうち旧法人税法施行令第九十六条第六項第二号ニ(1)から(3)までに掲げる金額に係るもの（当該各連結事業年度において同号イに規定する損失の額が生じた同号イに規定する売掛債権等に係る金額又は当該各連結事業年度において同号イに規定する売掛債権等につき個別損金額（旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額をいう。次号及び第五号において同じ。）を計算する場合の旧法人税法第五十二条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける場合の当該売掛債権等に係る金額に限る。）の合計額

三　新法人税法施行令第九十六条第六項第二号ハ(1)に掲げる金額　旧法人税法第八十一条の三第一項（旧法人税法第五十二条第一項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。次号において同じ。）の規定により新法人税法施行令第九十六条第六項第二号ハ(1)の各事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

四　新法人税法施行令第九十六条第六項第二号ハ(2)に掲げる金額　旧法人税法第八十一条の三第一項の規定により同号ハ(2)に規定する被合併法人又は現物分配法人の適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

五　新法人税法施行令第九十六条第六項第二号ハ(3)に掲げる金額　旧法人税法第八十一条の三第一項（旧法人税法第五十二条第五項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により同号ハ(3)に規定する適格分割等の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

2　新法人税法施行令第九十六条第六項第一号に規定する前三年内事業年度のうちに施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）がある場合における同項の規定の適用については、当該事業年度の同号に規定する一括評価金銭債権には同項の内国法人との間に完全支配関係（旧法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第三十六条までにおいて同じ。）がある連結法人を除く。以下この項において同じ。）に対して有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（旧法人税法第十二条第一項に規定する個別評価金銭債権及び同条第九項第一号に掲げる金銭債権を除く。）を、当該事業年度の新法人税法施行令第九十六条第六項第二号イに規定する売掛債権等には同項の内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人に対して有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（旧法人税法第五十二条第九項第一号に掲げる金銭債権を除く。）を、それぞれ含むものとする。

（欠損金の繰越しに関する経過措置）

第十五条　改正法附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における新法人税法施行令第百十二条から第百十三条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法人税法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十二条第一項	（同項（同項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠損金の繰越しに関する経過措置）	法第五十七条第四項
同条第四項	又は法	若しくは
）の規定	）又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定	
あつては、	あつては	

事業年度）	事業年度とし、令和二年改正法附則第二十条第一項に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合又は連結納税終了の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものにあつては同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度とする。）	
第百十二条第五項第一号	第五十七条第二項	第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項
同条第四項又は第九項	法第五十七条第四項	若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項
第百十二条第五項第二号	又は第九項	若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項
第百十二条第七項	又は第九項の規定によりないものとされたもの及び同条第三項の規定により当該他の	若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定によりないものとされたもの及び法第五十七条第三項の規定により当該他の
第百十二条第七項第一号	第五十七条第二項	第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項
（同項	（法第五十七条第二項	（法第五十七条第二項
同条第四項又は第九項	法第五十七条第四項	若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項
第百十二条第七項第二号	第五十七条第二項	第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項
同条第四項又は第九項	法第五十七条第四項	若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項
同条第三項	法第五十七条第三項	法第五十七条第三項
第百十二条第十一項	中「法第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項	中「法第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項
前に法第五十七条第二項	前に法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、令和二年改正法附則第二十条第一項	前に法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、令和二年改正法附則第二十条第一項
第百十二条第十二項第一号イ(2)	同条第二項	同条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項
第百十二条の二第五項	「第五十七条第二項	「第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項
前に法第五十七条第二項	前に法第五十七条第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたもの、令和二年改正法附則第二十条第一項	前に法第五十七条第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたもの、令和二年改正法附則第二十条第一項